



No.124

Baton

The best attended team of next

年末年始期間中の外来診療体制について

年末年始の診療は以下のとおりです。
よろしくお願い致します。

～令和3年12月28日（火）通常診療

令和3年	12月	29日	（水）	休診日
令和3年	12月	30日	（木）	小児科のみ診察 （10：30まで診察） 他科休診
令和3年	12月	31日	（金）	休診日
令和4年	1月	1日	（土）	休診日
令和4年	1月	2日	（日）	休診日
令和4年	1月	3日	（月）	休診日

令和4年1月4日（火）～ 通常診療

リハビリ庭園の除草を していただきました



令和3年11月30日（火）、本格的な寒さに向かう季節の中休みかと思われた、清々しい青空の広がる中、当院の先輩方が、病院敷地内の屋外歩行練習が行える“リハビリ庭園”の草取りボランティアをしてくださいました。

秋枯れしたお花の整備や落ち葉の撒収など、熱心に取り組んでいただき、みるみるうちに綺麗になりました。

秋のさびしい情景も、一気に若返った花壇となり、来年も撫子の花が咲く中、気持ちよくりハビリができそうです。

いつも支えてくださる先輩方、本当に有難うございます。



お問い合わせ先：北上済生会病院 地域医療福祉連携室

電話：0197-65-6120（直通）

FAX：0197-64-1133（直通）



～北上済生会病院では無料および

低額の診療を行っています！！～

（無料低額診療事業について）

明治天皇は「特に生活が貧しく、医療を受けられずに、困っている人達に適切な医療を施すよう」、時の総理大臣 桂太郎に『済生勅語』を発して、全国に「恩賜財団済生会」と済生会病院が創立されました。

北上済生会病院は、上記の主旨に基づいて、病気やケガ等により生計が困難になった方々に対して、必要な医療を受けられるように、「**無料および低額の診療事業**」を行っております。

北上済生会病院の基準にもとづいて審査を行い、無料および低額診療事業の利用が必要と判断された場合には、医療費の自己負担が軽くなります。

無料および低額診療を受けられる方

- ① 世帯全員が市町村民税の非課税の方
- ② 一定の住む家がなく、野外において生活している方
(例：ホームレス)
- ③ 身もと不明、行き倒れの方
- ④ その他病院長が必要と認める方

免除の範囲

外来：患者負担割合の1割を減額

入院：一部負担金・食事負担金を全額免額

《申請・手続き》

- ・ご利用にあたりましては、ソーシャルワーカーによる面談が必要です。
- ・収入状況のわかる書類等（例：課税所得証明書など）を確認させていただくことがあります。

